

令和3年6月  
(第11回)

南大隅町農業委員会  
定例総会 議事録

令和3年6月25日(金曜日)

令和3年6月南大隅町農業委員会定例総会 議事録

1 開催日時 令和3年6月25日(金曜日) 午前9時00分～午前10時10分

2 開催場所 南大隅町役場本庁 大会議室

3 (1) 出席委員(12人)

会 長	13番	橋 口 初 男
委 員	1番	松 山 和 子
〃	2番	北之口 洋一
〃	3番	富 田 良 成
〃	5番	後 藤 望
〃	6番	淵 脇 耕 二
〃	7番	溝 田 耕 一
〃	8番	東 山 崎 勝 一
〃	9番	吉 永 一 雪
〃	10番	田 淵 哲 朗
〃	11番	徳 留 徳 次
〃	12番	横 原 洋 伸

4 農業委員会事務局職員

事務局長 新保 哲郎  
 事務局次長兼係長 中村 玲子  
 事務局書記 中島 大貴  
 事務局会計年度職員 山下 晶子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について  
 議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について  
 議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について  
 議案第34号 非農地証明願いに係る証明について  
 議案第35号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定について

議案第36号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による  
 農用地利用集積計画の決定について

報告第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定による  
 農用地利用集積計画の変更について

## 6 会議の概要

議長： ただいまから、令和3年6月南大隅町農業委員会定例会総会を開会いたします。  
本日の定例会の出席委員は12名です。  
よって全員出席ですので、総会は成立しております。  
農地利用最適化推進委員については、11名の出席でございます。  
次に、南大隅町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員の  
指名ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長： それでは、11番の徳留委員と12番の横原委員の両名を指名します。  
本日の会議書記には事務局職員の中村氏と中島氏を指名いたします。  
以上で日程第1を終わります。

議長： 次に、日程第2の議案の上程に入ります。  
議案第31号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
許可申請は1件です。それでは、事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 農地法第3条の許可申請は、所有権移転に関するものが1件であります。それでは、  
議案書をもとに説明します。

(議案第31号 議案書の読み上げ)

3ページをご覧ください。集計表となっております。

(3ページ 集計表の読み上げ)

あと、4.5.6ページに関しては、受付番号1番の資料に関してはお目通しを  
お願いします。また、別添の調査書についてもそれぞれ審議の際に合わせて、  
ご覧いただきたいと思っております。

議長： ありがとうございます。  
ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔にお願いします。

10番： 10番、田淵です。6月16日午後1時から譲受人の〇〇さんと推進員の田島委員の  
3名で調査しました。場所は〇〇集落周辺の4筆です。〇〇は、譲受人の〇〇さん  
宅の隣接地で家庭菜園などが植えられております。  
次の〇〇は〇〇宅の南東側で普通水稻が作付けされています。〇〇と〇〇は隣接地  
です。ここは落花生、サツマイモが植えてあります。  
今回は無償で贈与の扱いとなっておりますけれども、〇〇さんは〇〇さんの弟で  
養子に入られ、姓が変わっているものです。〇〇さんは、今後帰郷される予定もなく、  
兄の〇〇さんへ贈与との形となったようです。調査意見としましては、譲受人は  
これまでも畑や水田ともに耕作し、今後も継続されるとのことで、なんら  
問題ないものと考えます。

議 長： ありがとうございます。事務局並びに担当委員から報告がありましたが、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見ご質問等ありませんか。担当地区の田島推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。それでは、受付番号1番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号1番について、許可やむなし。とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進委員、許可やむなし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第31号、受付番号1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第31号、受付番号1番は許可することに決定いたします。

議 長： 次に議案第32号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。許可申請は1件です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： それでは、7ページの議案第32号の議案書をご覧ください。議案書をもとに説明します。

(議案第32号 議案書の読み上げ)

受付番号1番については、違反転用の追認案件でございます。

(議案第32号 受付番号1番の資料もとに朗読及び説明)

始末書については16ページでございます。  
資料については、9ページから16ページまででございます。  
それぞれお目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

7 番： 7番、溝田です。6月21日に橋口会長、徳留委員、野村推進委員とで調査をしました。申請地は、〇〇集落北側で〇〇の敷地内にあり、北と西は道路、東と西は宅地です。現在〇〇などが建っています。調査の意見としましては、〇〇年頃から〇〇を順次建築されて、本申請地が農地であるのにも関わらず、転用申請がされていなかったとのことで、今後、このようなことがないように努めるということです。ご審議方、よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。それでは事務局並びに担当委員から報告がありました、これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

5 番： はい。

議 長： 後藤議員どうぞ。

5 番： はい、5 番後藤です。この理由書兼始末書について関してですが、書き方からあまり反省しているところが感じられない部分があるのですが、もう少し踏み込んで、今後こういうことがないようにといった文章にすることが適切ではないかと考えます。

議 長： この件につきましては、我々がまだ学生時代の頃の出来事であります。その頃は申請関係に対しての問題が重要視されていなかったような感じがしています。また、以前は法人所有でなく〇〇さんの個人所有でありましたので、仕方ないのかなと私は感じます。今後は、管理を行っていくので、このような事例はなくなっていくと思います。その他何かご意見等ございませんか。

4 番： はい。

議 長： 淵脇議員どうぞ。

4 番： 4 番淵脇です。この案件については、昨年1度似たような議案申請がありましたが、これですべて手続きは終了したのでしょうか。

議 長： おそらくまだあると思っています。

事務局： はい。

議 長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。今この4条、5条案件が出てきますけども、いま〇〇の上側に土地が2か所あり、そこに関しては当初行政書士さんとお話をした際、2000㎡のうち100㎡くらいがすでに宅地のため、その他もすべて宅地にしたいとのことでしたが、現地調査をした際、宅地ではなかったため、分筆し、改めて必ず申請するようお話ししました。そのため、今後も申請は出てくると思います。

議 長： 今後も申請が提出されるとのことでしたが、これからはもう少し厳しくしていく必要があると思っています。なぜ許可を受けずにこのようなことをするのかと。作る人も申告がないとわからず、次々に増設していったのでしょうか。そういったことが今後はないようにと本人も自覚されているとは思いますが恐らくなくなっていくと思います。よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。  
それでは、議案第 32 号、受付番号 1 番について、農地利用最適化推進委員の判断を  
いただきたいと思います。  
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 1 番について、許可やむなし。とされる  
方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進委員、許可やむなし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。議案第 32 号、受付番号 1 番について  
許可される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 32 号、受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見を  
送付します。

議 長： 次に議案番号 33 号、「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたし  
ます。許可申請は 2 件です。事務局より説明を求めます。

事務局： それでは、17 ページの議案第 33 号の議案書をご覧ください。  
議案書をもとに説明いたします。

(議案第 33 号 議案書の読み上げ)

受付番号 1 番の資料については、18 ページから 25 ページです。転用目的は、  
駐車場に関するものです。それぞれお目通しください。なお、農地の区分と  
転用目的は問題ないと考えますので、よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告ですが、担当委員からお願いします。

1 1 番： はい。6 月 21 日午前 9 時より溝田委員、野村推進委員、会長、事務局より 3 名と  
〇〇さん立会いの下、現地調査を行いました。現地は〇〇より 50m くらい西側で、  
国道の近くにあり、宅地化が進んでいます。去年までは米が作られていたそうですが、  
今年は耕作されていませんでした。  
調査の意見としましては、西、北側が宅地、南側が農地を挟んで宅地です。東側が  
農道と排水路が通っています。駐車場として利用するということであり、農地に  
対する影響はないと思われまます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ただいま担当委員より報告がありましたが、これより、  
質疑に入ります。農業委員、推進委員問わずご意見、ご質問等ありませんか。  
担当地区の野村推進委員、何かご意見等ありましたらお願いします。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。  
それでは、受付番号 1 番について農地最適化利用推進委員の判断をいただきたいと思  
います。  
推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 1 番について、許可することに賛  
成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進委員、許可に賛成でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、  
議案第 33 号、受付番号 1 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 33 号、受付番号 1 番は許可相当として県知事に意見  
を送付いたします。

議 長： 次に議案第 33 号、受付番号 2 番です。事務局より説明を求めます。

事務局： 受付番号の 2 番については、違反転用の追認案件でございます。

(議案第 33 号 受付番号 2 番の資料もとに朗読及び説明)

資料については、27 ページから 36 ページまでです。それぞれお目通しください。  
よろしくをお願いします。

議 長： ここで担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

7 番： 7 番、溝田です。申請地は〇〇の敷地内にあり、畑 2 筆、田 3 筆ですが、すべて  
宅地化しています。調査の意見としては、〇〇年から〇〇など、  
順次建築されて、転用の許可を受けていなかったということで始末書付きで  
申請されています。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： ただいま、事務局及び、担当委員からの報告がありましたが、  
これより、質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等  
ございませんか。地区担当の野村推進委員、何かご意見等ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長： よろしいですか。  
それでは、受付番号 2 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思  
います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 2 番について、  
許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進委員、許可に賛成でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただ今の推進委員の挙手状況を踏まえ、議案第 33 号について受付番号 2 番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 33 号受付番号 2 番は許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長： 次に議題第 34 号「非農地証明願いに係る証明について」を議題といたします。申請件数は 2 件です。事務局の説明を求めます。

事務局： それでは、37 ページの議題第 34 号の議案書をご覧ください。今月の非農地証明願いに係る証明の申請は 2 件です。

(37 ページ 議案第 34 号の議案書の読み上げ)

受付番号 1 番の資料については、38 ページから 40 ページです。それぞれお目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

3 番： 3 番、富田です。6 月 21 日に会長、徳留委員、持留推進委員、事務局 3 名で現地を確認しました。現地は、〇〇の裏側にあたり、見た感じ山林化しており、現地に行くことが出来ず、近くの道路からの確認作業となりました。現地は山林化した箇所の一隅にあたり、現地まで行けず、目視による調査で、周りも雑木林化しておりました。そしてここには、「毎年山の手入れをしていた」と書いてありますが、手入れを行っているのはわかりませんでした。目視での調査でしたが、これでは非農地としての申請は妥当であると判断しました。

議 長： ありがとうございます。ただいま、担当委員の報告がありましたが、これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。地区担当の野村推進委員、何かご意見等ありませんか。

(意見、質問なし)

議 長： よろしいですか。  
それでは、受付番号 1 番について農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。受付番号 1 番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を  
踏まえ、議題第 34 号受付番号 1 番について承認される方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議題第 34 号受付番号 1 番については、非農地として  
承認することに決定いたします。

議 長： 次に議題第 34 号 2 番です。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局： 受付番号 2 番の資料については、41 ページから 43 ページです。それぞれ  
お目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： ここで、担当委員の現地調査の報告を求めます。簡潔をお願いします。

3 番： 3 番、溝田です。6 月 21 日に会長、徳留委員、野村委員と事務局 3 名と調査しました。  
申請地は、〇〇敷地内にあり、西側は傾斜地であり、周りすべてが山林で、現在も  
山林化しています。  
調査の意見としては、申請人が農地取得後、畑として使用していたが、  
鳥獣害などがひどく、道も狭いため、そのまま放置し、山林化したところ  
非農地としてやむを得ないと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議 長： ありがとうございます。ただいま、担当委員の報告がありましたが、これより  
質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ございませんか。  
地区担当の持留推進委員、何かご意見等ありませんか。

(意見、質問なし)

議 長： よろしいでしょうか。それでは、受付番号 1 番について農地利用最適化推進委員の  
判断をいただきたいと思います。推進委員の皆さんにお伺いします。  
受付番号 2 番について、承認やむなし、とされる方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。全推進委員、承認やむなし。でございます。  
それでは、農業委員による採決をいたします。ただいま、推進委員の挙手状況を  
踏まえ、議題第 34 号受付番号 2 番について承認やむなし、される方は  
挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議題第 34 号受付番号 2 番については、非農地として  
承認することに決定いたします。

議 長： 次に議題第 35 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による  
農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局： 45 ページの総括表をご覧ください。（総括表の読み上げ）

（44 ページ 議題第 35 号の議案書の読み上げ）

46 ページから 47 ページの集積計画でございますが、代表者の記入漏れがございましたので、追記をお願いします。受付番号 2 番から 5 番と 12 番の〇〇の代表者につきましては、〇〇さんでございます。受付番号⑥番から⑨番の〇〇の代表者につきましては、〇〇さんです。集積計画については、それぞれお目通しください。よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

（意見、質問なし）

議長： よろしいでしょうか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思えます。推進委員の皆さんにお伺いします。第 35 号の集積計画に関して、異議なし、とされる方は挙手をお願いします。

（挙手）

議長： ありがとうございます。全推進員、異議なしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただいまの、推進委員の挙手状況を踏まえ議案第 35 号について、計画通り決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長： ありがとうございます。全員賛成ですので、議案第 35 号は計画の通りに決定いたします。

議長： 次に議案第 36 号「農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局： 町長より、農地利用集積計画の決定を求められておりますので、説明いたします。48 ページでございます。（48 ページ 議案第 36 号の議案書読み上げ、受付番号 1.2 番の集積計画の読み上げ）資料につきましては、その他資料の 6 ページ、7 ページでございます。以上、よろしく申し上げます。

議長： これより質疑に入ります。農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

（質問、意見なし）

議 長： よろしいでしょうか。それでは、農地利用最適化推進委員の判断をいただきたいと思ひます。推進委員の皆さんにお伺ひします。議案第 36 号の集積計画について、異議なしとされる方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： ありがとうございます。  
全推進員、異議なしでございます。それでは農業委員による採決をいたします。ただいまの推進委員間の挙手状況を踏まえ、議案第 36 号について、計画通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第 36 号は計画通り決定いたします。

議 長： 次に、報告第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の変更について」事務局より説明を求めます。

事務局： 農地中間管理機構を通じて、農地の貸借を行っております 2 件について、耕作者の変更の届けがありましたので、報告します。

(50 ページ 報告第 4 号の議案書のみ読み上げ)

事務局： 51 ページに 2 件の詳細を記載しておりますが、設定を受ける者のところに耕作者変更と記載してある部分の上段が、新たに借り受ける者、下段のカッコ書きが前耕作者となっております。その他の詳細に関しましてはそれぞれお目通しください。よろしくをお願いします。

議 長： これより質疑に入ります。  
農業委員、推進委員問わず、ご意見、ご質問等ありませんか。

(ご意見、質問なし)

議 長： よろしいでしょうか。  
これについては、報告でございますので、採決は致しません。

議 長： 次に本日、追加議案とします。議題第 37 号「令和 2 年度の目標及びその達成に向けた

活動計画の点検・評価並びに令和 3 年度の活動計画等の決定について」を議題といたします。事務局より一括説明をお願いします。

事務局： 本日お配りしております追加議案資料の 1 ページの議案第 37 号の議案書をご覧ください。

(1 ページ 議案第 37 号の議案書の読み上げ)

事務局： 農業委員会は、毎年度、前年度の活動に対する点検・評価及び当該年度の目標とその達成に向けた活動計画等の検討を行うこととなっており、提案するものがあります。

(資料についても引き続き説明)

議長： これより、質疑に入ります。事務局からの令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価に関する説明並びに令和3年度の活動計画に関する説明について農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様で、ご意見のある方は挙手をお願いします。

6 番： はい

議長： 淵脇議員どうぞ

6 番： 新規就農者に関してですが、令和元年度は何名、それぞれ何を営まれるのでしょうか。

議長： 事務局をお願いします。

事務局： はい。令和元年度は6経営体が新規就農され、野菜関係が2名、果樹の方は3名、花卉の方が1名です。畜産関係はおりませんでした。令和2年度は畜産関係が2名、果樹の方が1名でした。

6 番： わかりました。ありがとうございます。

議長： 他にございませんか。それでは、本件につきましては、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんで採決いたします。議案第37号について、原案通り決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長： 全員賛成ですので、議案第37号は原案の通り決定いたします。

議長： 次に、議案第38号農地法大3条第2項第5号の下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定について議題とします。事務局より議案の説明を求めます。

事務局： 追加資料の13ページの議案第38号の議案書をご覧ください。

(13ページ 議案第38号議案書の読み上げ)

事務局： 14ページをご覧くださいと思います。農業委員会は、毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっており、提案するものであります。詳細については、担当より説明します。

事務局： (※事務局より空き家バンクに付随する農地の下限面積を0.01アールに設定する旨の説明。)

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。  
本件については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんでご意見のある方は  
挙手をお願いします。

10番： はい。

議 長： 田淵委員どうぞ。

10番： 内容としては、空き家を購入する場合、畑がついていれば、  
買えるということですよ。0.01a とは1平米ですよ。

事務局： 0.1a と設定した場合、9平米の時に対象外となってしまうので、0.01a へ変更  
するものです。

議 長： 見直しの際に、そのような理由が上がり、認めざるを得ないと判断しました。

2番： はい。

議 長： 北之口委員どうぞ。

2番： 空き家と農地の名義が異なる場合でも購入できるということでしょうか。

事務局： 名義が異なる場合は3条申請で設定することとなります。

議 長： 空き家バンクでは、敷地内にある菜園と我々は認識しております。  
農家の場合は、10a以上の土地を求めるかと思いますが、一般の方は5aですので、  
その土地に家を建てて残ったところを菜園とするかと思っています。  
よろしいでしょうか。

議 長： そのほかありませんか。

(ご意見、質問なし)

議 長： 本件については、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆さんで  
採決いたします。

「議案第38号議案第38号農地法大3条第2項第5号の  
下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定について」は、原案通り  
決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第38号議案農地法第3条第2項第5号の  
下限面積見直しに係る南大隅町農業委員会の意思決定については、原案通り決定  
いたしました。

議 長： 以上で、本日の議案の審議をすべて終了いたしました。

議 長： 次にその他の件について、委員、推進委員、事務局から発言があれば挙手をお願いします。

事務局： 1. あっせんの申し出について  
2. 7月の行事予定について

議 長： よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして、令和3年6月南大隅町農業委員会定例会総会を閉会いたします。

以上会議の顛末を記載し、その旨、相違なきことを証明するためにここに署名する。

南大隅町農業委員会 会長 橋 口 初 男

南大隅町農業委員会 委員

南大隅町農業委員会 委員